



岐阜県感染症発生動向調査週報

Gifu Infectious Diseases Weekly Report

平成 30 年 9 月 21 日 岐阜県感染症情報センター（岐阜県保健環境研究所）

2018 年第 37 週
(9/10~9/16)

- RSウイルス感染症は、前2週に引き続き患者報告数の多い状態となっています。
- ヘルパンギーナはピークを過ぎた後も患者の報告が続いており、特に関係保健所管内で報告が多くなっています。
- 9月24日~30日は結核予防週間です。→トピックス

■ 定点把握対象疾患の発生動向（インフルエンザ 定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所）

● 警報・注意報レベルの保健所がある疾患

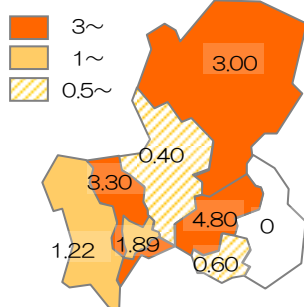
レベル	疾患名	基準	該当保健所（定点当たり報告数）
警報レベル	なし	—	—
注意報レベル	なし	—	—

※定点当たり報告数が一定の基準を超えた場合、保健所単位で「警報・注意報レベル」を発信しています。

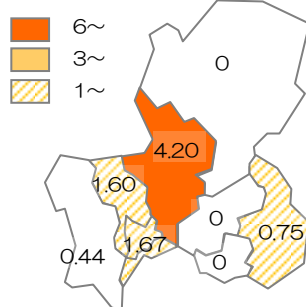
警報レベルは大きな流行が発生または継続していると疑われることを、注意報レベルは流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。

● 注意したい感染症の保健所別流行状況（地図中の数値は定点当たり報告数）

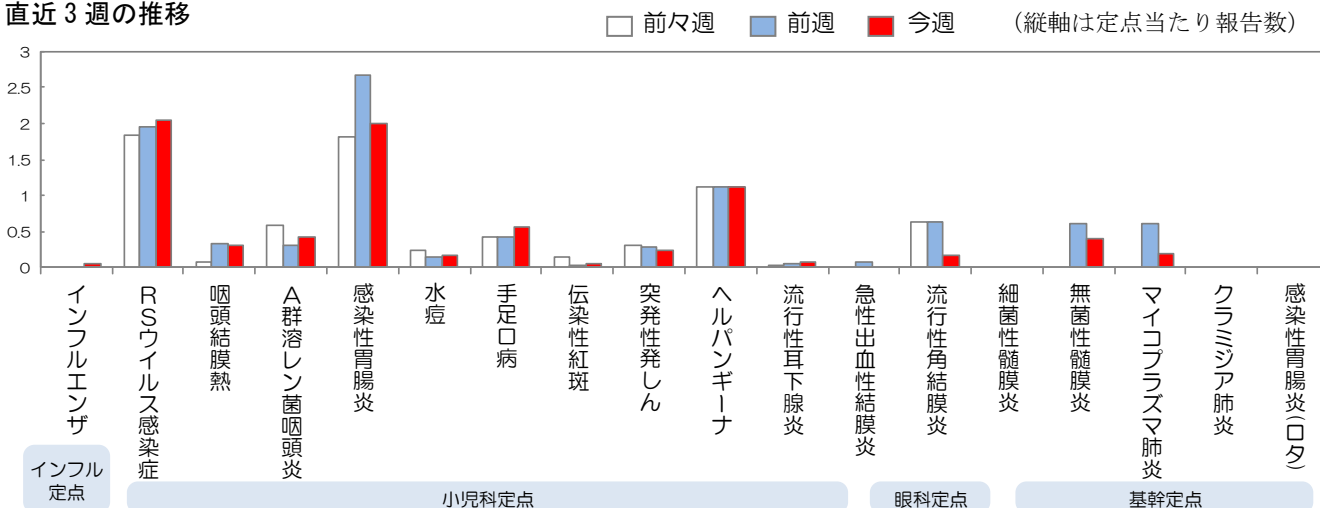
<RSウイルス感染症>



<ヘルパンギーナ>



● 直近3週の推移



■ 全数把握対象疾患の発生動向

● 今週届出分

- 1類感染症：なし
- 2類感染症：結核 11 例
- 3類感染症：腸管出血性大腸菌感染症 2 例
- 4類感染症：なし
- 5類感染症：水痘（入院例）1 例、梅毒 2 例、百日咳 1 例、風しん 1 例

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターのHPをご覧ください。
感染症発生動向調査週報（IDWR） <https://www.niid.go.jp/niid/ja/idwr.html>

■ トピックス

● 結核

◇ 9月24日～30日は結核予防週間です

毎年9月24日～30日は厚生労働省により「結核予防週間」と定められ、結核に関する正しい知識の普及啓発を図る機会としています。

◇ 結核の発生状況

◆ 全国の状況

2017年の全国の新規結核患者数は16,789人(前年より4.7%減)、人口10万人当たりの罹患率は13.3(前年より0.6ポイント減)となっています(図1、表1)。罹患率は年々順調に減少しているものの、欧米諸国の多くが結核低蔓延の水準である罹患率10を下回っているのに対し、日本はまだその水準に至っていません。

近年では、結核患者に占める高齢者の割合が高く、2017年新規患者のうち60歳以上が71%、80歳以上が40%を占めています。この中には、結核がかつて国民病であった時代に罹患した方が、潜伏期間を経て、高齢化による免疫力の低下に伴い発症するケースが多く含まれていると考えられています。

また、外国生まれの患者の割合も年々増加しており、2017年新規患者のうち外国生まれの者が占める割合は全体で9%、20歳代では63%に達しています。

◆ 岐阜県の状況

2017年の岐阜県の新規結核患者数は313人(前年より4.9%減)、人口10万人当たりの罹患率は15.6(前年より0.7ポイント減)となっており、全国と比べてやや高い水準で推移しています(図1、表1)。

岐阜県においても、患者の多くを高齢者が占めており、2017年新規患者の80歳以上の割合は50%と全国より高くなっています(図2)。また、外国生まれの患者の割合は8%となっています。

◇ 結核のまん延防止のために

結核のまん延防止には、患者の早期発見と確実な治療が重要となります。

罹患率を低下させるために、高齢者における結核患者の早期発見は特に重要な対策であり、中でも自治体の実施する住民健診の対象者に対して受診を促し、発見率を上げることが課題の一つとなっています。

また、患者の長期にわたる服薬治療を確実に完遂するためには、医療機関、薬局、保健所等が協力して地域全体で結核患者を支援することが重要となります。

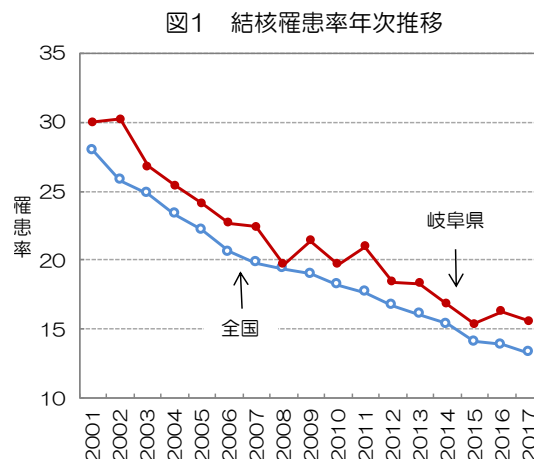
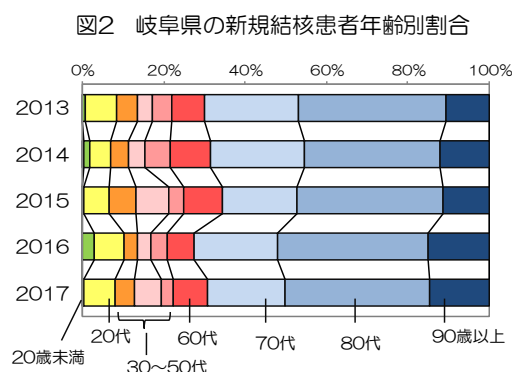


表1 結核の新規患者数と罹患率

		2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
全国	新規患者数	20,495	19,615	18,280	17,625	16,789
	罹患率	16.1	15.4	14.4	13.9	13.3
岐阜県	新規患者数	376	342	314	329	313
	罹患率	18.3	16.8	15.4	16.3	15.6



○ 感染症法における取扱い

結核は、感染症法において2類感染症全数把握対象疾患に定められており、患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出なければなりません。届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。

届出基準・届出様式はこちらをご覧ください。(保健医療課 HP)

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-ki.jun.html>